

逸脱行為としてのグラフィティを巡る社会的対立

- ライター、行政、地域住民の活動に注目して -

The Social Conflict around the street 'Graffiti

- Violation of Social Norm between Writers, Local Government and Community -

05M43140 城山陽輔 指導教員 土肥真人

Yosuke Shiroyama, Adviser Masato Dohi

Abstract

From early 1990's, 'Graffiti' has been popular and became a serious problem in Japan. Graffiti could be recognized as deviation act and violation of social norm. With this hypothesis, I focused on 3 stakeholders, writers, local government and community, who are commit to Graffiti. I did survey on Shimokitazawa area and interview with officials and retail union. A participatory observation with the erasing activity for illegal Graffiti and the 'Legal Wall' project is also done. The results are 1. It is clearly different that the way of recognitions of Local government and community for illegal Graffiti. Officials see it as violation of law and the matter of public space management. 2. community perceive it as intrude into their everyday space. 3. These two aspects of social norm violation lead to different activity to encounter with 'Graffiti'. 4. 'Legal Wall' projects is invented not just to encounter the illegal act but also to move the social norm to writers desire for expression.

1章：背景と目的

1-1 研究の背景

1960年代後半アメリカで生まれたグラフィティは、日本においても1990年代前半から若者の間で流行し、数年のうちに街中で見られるようになった。それに伴いグラフィティは「落書き問題」として捉えられ、90年代後半より防止対策に乗り出す自治体や地域が急増したが、グラフィティを一方的な規制により押さえ込もうとするこれまでの活動や施策の多くはグラフィティの描き手とのイタチごっこに陥り、状況の改善に至る例は少ない。そのような中、近年では「リーガルウォール」と呼ばれる壁画制作活動が現れている。これは従来の落書き防止活動に比べて落書き被害が減少すると広く認識され、現在では全国的に取り組まれている。

1-2 研究の目的

グラフィティの現状を総合的に捉え考察を行うために、本研究ではグラフィティを描くライター・行政・地域住民の活動に注目する。目的は以下の二点である。

ライター・行政・地域住民の活動実態を総合的に把握し、グラフィティを巡る対立の構図を把握する。

3者間の対立の中からリーガルウォールが生まれるに至る経緯を把握し、それが街に及ぼす影響を把握する。

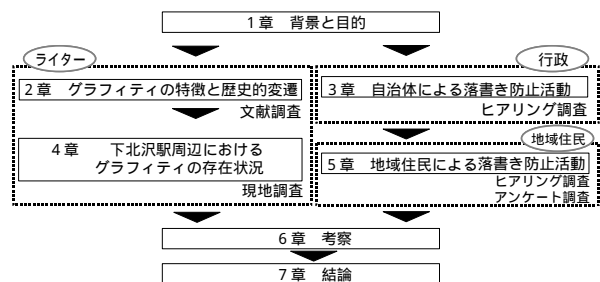
1-3 先行研究と本研究の特徴

グラフィティに関する研究として、小林による合成写真を用いてグラフィティを街並みとの調和の視点から考察した研究⁽¹⁾、東京都渋谷区において人通りの多さとグラフィティの発生傾向の関連性を分析した研究⁽²⁾、落書き防止目的の壁画制作の新しい方法の提案を試みた研究⁽³⁾、武田による全国の落書き対策活動を元に地域住民による空間管理の方法を分析したもの⁽⁴⁾がある。落書き全般に関する研究としては、落書きの社会学における研究資料としての有効性を検証した今尾のもの⁽⁵⁾がある。しかし、グラフィティをライター・行政・地域住民の相互干渉として捉え各主体の活動実態を総合的に把握した研究や、落書き対策としての壁画が街に及ぼす影響について研究した例はない。

1-4 論文方法と構成

第1章で研究の背景・目的を述べ、第2章ではグラフィティ

の一般的特徴と歴史の変遷を文献より把握する。第3章では東京都及び23区を対象に行政による条例の制定状況及び落書き防止活動の現状を把握する。第4章ではグラフィティの多い地域として知られている世田谷区下北沢周辺地域を対象に、グラフィティの空間的発生傾向を分析する。第5章では地域による落書き防止活動の事例として下北沢駅周辺で活動を行う「下北沢落書き消し隊」の活動に注目し、その実態を把握する。また、「落書き消し隊」による事業の一環である「シャッターペイント事業」に取り組んだ商店へのアンケート調査により、住民のグラフィティへの意識と「シャッターペイント事業」が町に及ぼす影響を分析する。第6章で考察、第7章で結論を述べる【図-1】。



2章：グラフィティの特徴と歴史の変遷

2-1 グラフィティの定義づけ

グラフィティは従来の定義によると「スプレー等を用いて街に文字や絵を描く落書き芸術」だが、近年では様々な考えをもつライターの登場によりその定義が曖昧になっている。しかし公共空間において違法行為として現れる点と、街で絵や文字を描く点において従来の定義から大きな変化は無い。よって本研究ではグラフィティを、「1960年代末アメリカを発祥とした文化を継承し、公共空間においてスプレーその他を用いて文字、図形等を描く行為」と定義する。

2-2 グラフィティの種類

現在主に見られるグラフィティにはタギング【図-2】、スローアップ【図-3】、ピース、ステンシル、ステッカーの5

種類が存在する。これらはタギング、スローアップ、ピースの順に絵画的性格が強くなる。現在ではグラフィティを行うことへの取締りの強化から、タギングやステッカーが主流であり、ピースやスローアップは郊外部において多く見られる。



2 - 3 グラフィティの歴史の変遷

1960年代後半アメリカで生まれたグラフィティは、70年代前半に流行し、70年代後半には自治体の規制によりすでに衰退しはじめていた。80年代に入り規制が強化されたことで街での居場所をなくし、都市の中心部からほとんどが姿を消した。一方で、美術界による評価の高まりからライターたちが合法的にグラフィティを描く場が生まれた。しかし多くのライターは違法行為であることを重視し90年代以降はライターの数も減少したが、一方で取締りの強化に反発するライターや、ステッカー等リスクの少ない方法でグラフィティを描くライターが多くなった。

日本では、1982年上映の映画“Wild Style”においてヒップホップカルチャーと共に伝えられ、アメリカのグラフィティを真似る形で発達した。90年代に都心部を中心に増加したグラフィティは、他のライターと技術を競い合いながら独自の規範を作り出していったが、アメリカ同様90年代後半以降の自治体の規制の強化と共にライターの数は減少した。一方で美術館等、合法的な活動の場も生まれている。

3章：自治体による落書き防止活動

本章では、東京都23区における落書き防止活動の実態把握と落書き(注1)に対する意識を把握することを目的とする。自治体による資料を基に条例について調査した後、活動を行う7自治体へのヒアリング調査を行った。

3 - 1 法律における落書き行為の位置づけ

落書き行為は法律において建造物損壊罪及び器物損壊罪、軽犯罪法第1条33号に抵触する。それらのいずれが成立するかは落書きされた対象の用途及び原状回復性や汚損の度合い等により決まるが、判例によりその基準は曖昧である。

3 - 2 東京都及び23区における落書き禁止条例

東京都および23区において落書き行為を禁止する条例を制定している自治体は10自治体存在した【表-1】。それらのうち9区において環境美化が、3区において安全・安心が条例制定の目的として掲げられており、落書き行為は環境美化と防犯という二点で問題視されている。また、歩行喫煙や犬のフンの放置といった問題と並列して位置づけられている。

【表-1】東京都及び23区の条例制定状況

自治体名	策定期間	罰則規定	目的	その他の禁止行為			
東京都	昭和24年8月27日	30万円以下	1.環境美化 2.風致維持	ポイ捨て	犬のフン	歩行喫煙	張り紙・路上看板
板橋区	平成11年2月	無し	環境美化			×	×
葛飾区	平成17年3月	2万円以下	安全・安心				
江東区	平成9年10月	無し	環境美化			×	×
渋谷区	平成10年4月	2万円以下	環境美化			×	×
新宿区	平成18年8月	無し	環境美化 安全・安心			×	×
杉並区	平成15年3月	2万円以下	1.環境美化			×	×
世田谷区	平成9年10月	無し	1.環境美化			×	×
千代田区	平成14年6月25日	2万円以下	安全・安心				
練馬区	平成9年3月	無し	環境美化			×	×
目黒区	平成15年3月	無し	環境美化			×	×

自治体名	活動開始時期	住民と共同の落書き消去	消去用具補助	パトロール	資金援助	消去マニュアル作成	落書き被害マップ作成	問題点
北区	2006年		×	×	×	×	×	所有及び管理
練馬区	1997年			×				所有及び管理
渋谷区	1998年					×	×	技術、所有及び管理
世田谷区	2004年					×	×	認知されない、技術
豊島区	2004年			×	×	×		予算、技術
目黒区	2003年	×			×		×	技術、所有及び管理
東京都	2004年		×	×	×		×	所有及び管理、予算

3 - 3 東京都及び23区による落書き対策活動

東京都および23区においては7自治体において落書き防止に関する取り組みが行われている【表-2】。活動の中で最も取り組まれているのは落書き消去作業であり、ついで用具補助、パトロール、資金補助が挙げられるが、継続的に消去を行う自治体は豊島区のみである。落書き防止活動開始のきっかけとして、条例制定や市民からの要望を挙げた区がほとんどであった。また、落書き防止活動の目的を、落書きを防止することと並列して市民が自主的に落書き防止活動を行うためのサポート役としての立場を示す意見が多く聞かれた。行政による活動では、私有地における所有権の問題があり、自治体は活動が自由に行えないという問題を抱えていた。一方で行政が自ら所有する施設においても各所轄の管理範囲が存在し、活動を行うのに複数の関係主体との交渉が必要となる。一方で落書き消去により「見栄えが悪くなるから消さないで欲しい」との住民からの意見があり、自治体が主体的に対策を行う上で障害となっているケースも存在した。

4章：下北沢駅周辺におけるグラフィティの存在状況

本章では、都心部におけるグラフィティの空間的特徴を把握することを目的としている。対象地は下北沢駅周囲四方500mとした。調査件数は2679件である。

4 - 1 種類別グラフィティ存在状況

現在下北沢で見られるグラフィティの80%以上が“タグ”、18%が“ステッカー”である。スローアップとステンシルはわずかに存在したが、ピースは一つも存在しなかった【表-3】。

【表-3】グラフィティの種類別存在状況

種類	壁画数	数量	壁画数での割合(%)	数量での割合(%)
タグ	2256	5210	80.1	71.8
ステッカー	504	1978	17.9	27.2
スローアップ	13	51	0.46	0.7
ステンシル	43	20	1.54	0.3
合計	2816	7259	100	100



【図-4】ワフノイアイ発王頻度分布図

4 - 2 空間的側面から見るグラフィティの存在状況

【表-4】用途地域別グラフィティ発生頻度

用途地域	総延長(m)	グラフィティが存在する壁面数(個)	グラフィティ発生頻度
第一種低層住居専用地域	28374.3	508	0.02
第一種中高層住居専用地域	6098.9	264	0.04
第一種住居地域	5250.7	257	0.05
近隣商業地域	7912.5	734	0.09
商業地域	4403.8	929	0.21

【表-5】商店街別グラフィティ発生頻度

商店街	総延長(m)	グラフィティが存在する壁面数(個)	グラフィティ発生頻度
下北沢あづま通り商店街	861.9	181	0.21
下北沢南口商店街	2092.9	273	0.13
しもきた商店街	1639.4	362	0.22
下北沢一番街商店街	1138.5	248	0.22
代官共栄会	393.7	78	0.2

街路単位での存在状況を把握する為、下北沢周辺地域における街路を交差点ごとに分節した。分節による街路総数は1285件であり、対象地内の駅や主要道路と共に【図-4】に記した。次に分節した街路区間ごとに、グラフィティの存在する壁面数を各街路長で割り、それを相対的な「グラフィティ発生頻度」と定義した後、その値を0.01-0.05、0.06-0.10、0.11-0.20、0.21-0.30、0.31-の五段階に分類し、街路毎に太さで表したものが図である。

【図-4】からわかるように、グラフィティ発生頻度は下北沢駅から各方向へ伸びる商店街で多く発生している。これらは商店が立ち並び、対象地内で人通りが最も多いエリアである。一方、駅からの接続とは無関係な位置に存在し、同様の発生頻度が見られる道として茶沢通りから一本東へ逸れた緑道がある。これは人通りが少なく、両サイドが壁面で囲まれた地域住民向けの通りである。

グラフィティの分布を用途地域別に見ると、商業系で値が高い【表-4】。一方住居系においては発生率が低くなった。商店街別では、下北沢南口商店街が他の商店街に比べて少なくなった【表-5】。

5章：地域住民による落書き防止活動

5章では、下北沢南口商店街により組織された「下北沢落書き消し隊」の活動実態を把握する。また、下北沢周辺地域で「シャッターペインティング事業」に参加した店舗へのアンケート調査により、落書きに対する人々の意識及び落書き防止目的で生まれた「シャッターペインティング事業」が街に及ぼす影響を把握する。

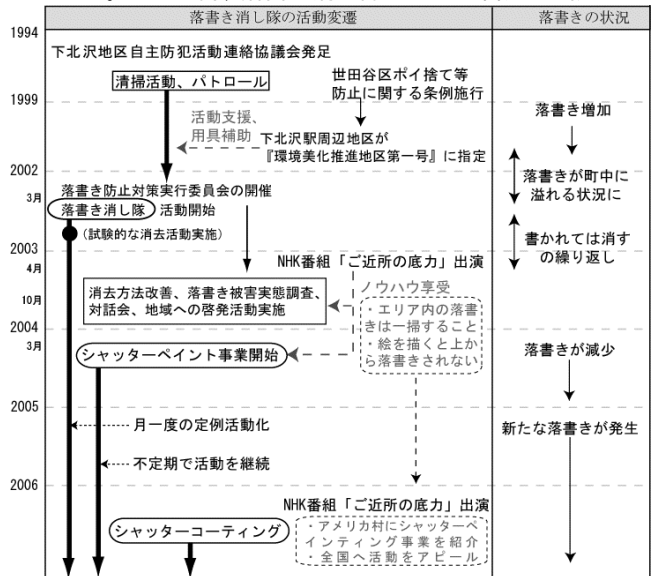
5 - 1 下北沢落書き消し隊

活動概要：下北沢落書き消し隊は、月に一度下北沢駅周辺

の落書き消去を行う活動である。

活動経緯：下北沢は従来より迷惑行為が多く存在しており、1994年に治安維持を目的として商店街と地域住民により「下北沢地区自主防犯活動連絡協議会」が組織され、定期的な防犯パトロールと駅周辺の清掃作業を行っていた。加えて1999年に下北沢駅周辺地区は世田谷区によって「環境美化推進地区第一号」に指定され、地域美化活動として清掃事業を行っていた。その頃から落書きの存在については認識していたものの、こういった対策を講じるべきか分からぬまま放置していたが、気がつけば町中に落書きが溢れかえる状況になっていたという。落書きの急増に伴い「下北沢地区自主防犯活動連絡協議会」は落書き対策が必要と判断し、「落書き消し隊」を組織した。

活動の変遷：第一回の活動は2003年3月から始まる。当初他の地域における手本が存在せず、目に付く落書きのみを無作為に消していた。同年5月以降、当初街の美化目的で行っていた「落書き消し隊」は「ブローケンウィンドウズ理論」に触れ、徐々に治安向上目的の活動に変化する。しかしながら、落書き消し隊の活動とは裏腹に、落書きを消しては書かれの繰り返しで、落書き問題に対して有効な方法は見つからずにいた。そんな折、落書き消し隊はテレビ番組に出演した



【図-5】落書き消し隊活動変遷

際、岡山県で取り組まれていた「ある一定エリア内の落書きはすべて消す」方法と、東京都渋谷区代官山周辺で行われていた「リーガルウォール」という、壁に絵を書くことでその上に落書きされるのを防ぐ方法を知り、実践するようになったところ、落書き被害が以前よりも減った。下北沢ではリーガルウォールにおいてシャッターを描く対象とし、「シャッターペインティング事業」と名づけ、2004年から開始した。2004年3月にはそれまで不定期で行ってきた落書き消しを毎月第三火曜日に行う定期活動とした。そして「シャッターペインティング事業」についても、その効果を実感したことから2004年3月より本格的に取り組みを始めている。翌年2005年からは「落書き消し隊」と「シャッターペインティング事業」の二つの活動を軸とし、現在に至るまで継続的な活動として取り組んでいる。

5 - 2 シャッターペインティング事業

活動概要：シャッターペインティング事業は壁面に絵を描くことで落書きを防止する活動であり、2004年から事業として取り組むようになった。現在は「落書き消し隊」及び下

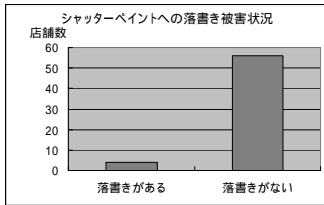
北沢一番街商店街が別個で取り組んでいるが、両者の活動内容はほぼ同じである。絵を描くのは美大生やOL等様々である。製作の流れは、店舗所有者から絵を描く要請があった後、「落書き消し隊」らがアーティストの公募を行い、描く内容について所有者とアーティストの間で話し合わせ、その後シャッターに絵を描く。

ペイントの落書き被害状況:次に各シャッターにおける落書きの被害状況を調べたところ、全60店舗のうち落書きされている店舗は1割以下であった【図-7】。

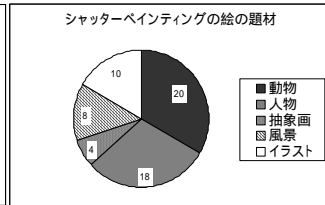
絵の特徴:シャッターペインティングで描かれる絵の特徴を動物、人物、イラスト、風景に分類し割合を調べた所、動物や人物が半数以上を占めていた【図-8】。



【図-6】シャッターペインティング



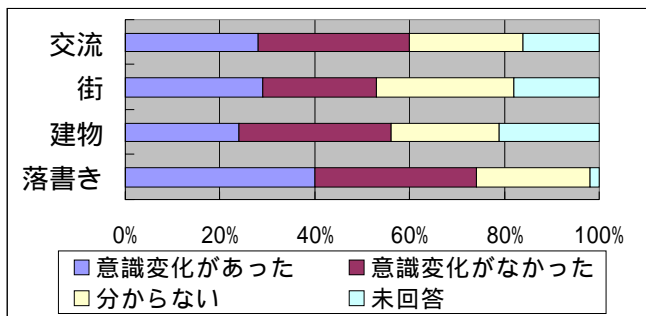
【図-7】シャッターペイントへの落書き被害状況



【図-8】シャッターペインティングの絵の題材

【表-6】アンケート調査概要

調査日時	2006年12月		
調査対象	シャッターペイントを実施した60店舗のうち、現在も所有者が同じの53店舗		
回収率	71%(配布総数53通、回収数38通)		
調査項目	落書きについて	シャッターペイントについて	落書き消し隊について
	町の落書きの認識状況	実施について	参加の有無
	落書きされた際の対応	実施後の意識変化(建物、街、落書き)	参加への意欲度
	落書きの問題点	落書きへの効果	落書きへの効果



5-3 下北沢の落書き防止活動に対する住民意識

下北沢の落書きに対する意識とシャッターペインティング事業が街に及ぼす影響を把握する為、シャッターペインティングを行った店舗所有者に対しアンケート調査を行った。調査概要は【表-6】の通りである。

シャッターペインティングが街並みを良くするかという問いに「良くする」と答えた人が八割近くを占めた【図-10】。一方でシャッターペインティングを製作したことで落書き・自身の建物・町に対して意識に変化があったかという問いについては「変化があった」と答えたのはそれぞれ三割程度である【図-11~12】。その中で挙げられた意見としては、

街については「暖かみがある町になった」「下北沢のイメージに合っている」等の意見が得られた。建物については「より愛着を感じるようになった」「グレードが上がったと思う」等の意見が得られた。

6章：グラフィティを巡る対立に関する総合考察

・社会的側面から見た三者間の構図

90年代前半日本でグラフィティが流行した際〔2-2〕、行政と住民はそれを問題視しておらず、実際に対策を講じるようになったのは数年後のことである〔3-2、3-3、5-1〕。街においてグラフィティが急増するにつれ、地域住民は「環境美化」の観点から地域の清掃活動の一環として落書き消去を行うようになり、また行政へと対策を講じるよう要請する

〔5-1〕。ここで地域住民はグラフィティを「町の美観を損ねる」逸脱行為として認識している。その後グラフィティを書かれては消しというイタチごっこを繰り返していき、下北沢の例において重要となったのは「割れ窓理論」の存在であった〔5-1〕。割れ窓理論は「環境美化」の観点で引かれていた逸脱のラインをさらに強固なものにし、地域の間で深刻かつ放置しておけない問題として住民の間で認識されるようになる〔5-1〕。公共空間の管理主体である行政は地域からの要望により活動を始めるが、それらはポイ捨て等と同程度の問題として取り扱われ、また所有や管理主体の問題から積極的な活動は講じられなかった〔3-2、3-3〕。一方で地域住民には治安や自身の所有権に関わる深刻な問題として捉えられ、活動が活発化していった。そこでは地域住民にとってライターは地域に不安をもたらす逸脱者であると認識され、一方行政にとってライターは法的な逸脱者として認識される。

・空間的側面から見た三者間の構図

グラフィティは都市空間において絵や文字を描き、自身を表現する行為であった〔2-1〕。大量に描かれるグラフィティに対し、住民や行政は消去を行うが、グラフィティの被害はやまなかった〔5-1、3-2〕。イタチごっこが続くなか、下北沢においてはリーガルウォールの存在を知り、「描かれるくらいなら自分で描いてやろう」と、シャッターペインティング事業に取り組み街に壁画を製作していく〔5-2〕。そこで絵を描いたのは美大生等ライターとはまったく異なる描き手であり、描かれる内容もグラフィティから離れた絵であったが、その上からグラフィティを描かれる事は極めて少なくなった〔5-2〕。グラフィティが逸脱行為であることに価値を見出すライターは、「都市に絵を描く」という共通項で対抗してきた地域住民の行動に対しては、グラフィティが本来持つ逸脱性が失われるからではないだろうか。

・都市におけるリーガルウォールの意義

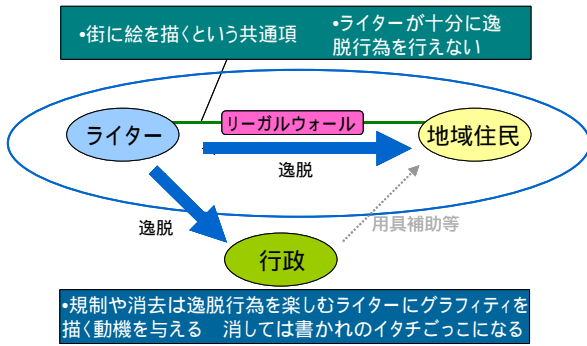
リーガルウォールは落書きされるのを防ぐ為に地域住民らが絵を描く活動であるが、そこでは落書きに対する効果だけでなく、街並みを良くする、周囲の人々との交流を生み出す等様々な面で効果を生み出していた〔5-3〕。この活動の意義は、落書き防止に効果的である一方で、地域住民が自らに切迫した問題への対処を模索する中で他の地域では見られない独自の空間を自ら生み出したことにあると考えられる。

7章：結論

本研究の結果、以下の結論が得られた。

グラフィティは90年代前半の流行と共に町中で広がっていき、環境美化や治安維持の観点から問題となっていた。

地域住民が落書きから自身の町を守ろうと活動を続け試行錯誤する中でシャッターペインティングが広く取り組まれるようになった。



<補注> (1)ヒアリングした自治体及び“下北沢落書き消し隊”はグラフィティを“落書き”と捉えて活動に取り組んでいた。よって2章及び4章ではグラフィティを“落書き”として説明する。

<参考文献> (1)小林茂雄：都市の街路に描かれる落書きの分布と特徴 - 渋谷駅周辺の建物シャッターに対する落書き被害から - 日本建築学会計画系論文集、No.560、2002.10 (2)小林茂雄：都市における落書きと周辺環境との適合性に関する研究-落書きが周辺環境に対して持つ否定的側面と肯定的側面-日本建築学会環境系論文集、No.566、2003.4 (3)小林茂雄：落書き防止対策としての壁画制作に関する研究 - 日本建築学会環境系論文集、No.609、2006.11 (4)武田尚子：落書き問題と地域社会の対応-地域空間の管理をめぐって-ソシオロジスト、2003 (5)今尾佳生：落書きの社会学的研究のための予備的考察、玉川大学学術研究所紀要、No.3、1997